

議案第 122 号

訴えの提起について

未払貸付金請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 訴えの相手方

[REDACTED]

2 事件の概要

伊賀市は、相手方に対し、昭和 53 年 9 月に宅地取得資金 2,500,000 円を、昭和 54 年 1 月に住宅新築資金 5,000,000 円を、それぞれ 25 年間の返済期間を定めて貸し付けた。

貸付け当初から返済金の支払が滞り、一部の支払はあったが、平成 24 年 6 月の支払後は未納が続いた。伊賀市は、相手方に対し、幾度となく催告状を送付したが、支払はなかった。

については、未払の貸付金につき、債務名義を得て、強制執行による回収を図るため、伊賀市債権管理条例（平成 28 年伊賀市条例第 34 号）第 9 条第 3 号の規定により、訴えを提起する。

3 請求の趣旨

次の判決及び(1)につき仮執行宣言を求める。

- (1) 相手方は、伊賀市に対し、金 6,328,420 円を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 指定代理人を定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要がある場合は、和解を行う。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告及びその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部